

○宇部市一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱

宇部市一般廃棄物処理業に係る許可及び指導要綱（平成３年１０月１日施行）の全部を次のように改める。

（趣旨）

第１条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）並びに宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１６年条例第６３号。以下「条例」という。）及び宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成５年規則第二十九号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、一般廃棄物処理業の許可に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物とは、法第２条第２項に規定する廃棄物のうち、し尿、浄化槽汚泥及び浄化槽汚水を除いたものをいう。
- (2) 収集運搬業者とは、法第７条第１項の規定により、市長の許可を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。
- (3) 処分業者とは、法第７条第６項の規定により、市長の許可を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者をいう。
- (4) 許可業者とは、収集運搬業者及び処分業者をいう。
- (5) 許可車両とは、収集運搬業者が一般廃棄物の収集又は運搬を行うために使用する車両をいう。
- (6) 処理施設とは、処分業者が一般廃棄物を処分するために設置する施設をいう。
- (7) 事業所とは、事業活動に伴って一般廃棄物を排出する施設をいう。
- (8) 事業系一般廃棄物とは、事業所から排出される一般廃棄物をいう。
- (9) 家庭系一時多量ごみとは、市内一般家庭から、引っ越し等に伴って一時的に多量に排出されるごみをいう。
- (10) 積替場所とは、収集運搬業者が、当該許可に係る一般廃棄物の積替えを行うため、一時的にその保管を行う場所をいう。
- (11) 保管場所とは、処分業者が、当該許可に係る一般廃棄物の保管を行う場所をいう。

（対象区域）

第３条 一般廃棄物処理業の許可対象区域は、宇部市全域とする。

(許可基準)

第4条 一般廃棄物処理業の許可は、法第7条に規定する事項のほか、次の各号のいずれにも該当するものでなければ行わないものとする。

- (1) 本市内に住所（法人にあっては事務所）又は事業場を有する者。
- (2) 本市及び住所地の市税の滞納がないこと。
- (3) 一般廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる知識及び技能を有すること。

(許可申請)

第5条 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、規則第10条に規定する一般廃棄物処理業許可申請書（様式第5号）のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 欠格要件に関する申立書（要綱様式第1号）
- (2) 事業計画書（要綱様式第2号）
- (3) 事業の開始に要する資金等に関する書類（要綱様式第3号）
- (4) 業務履歴書（要綱様式第4号）
- (5) 履歴書（要綱様式第5号）
- (6) 役員名簿（要綱様式第6号）
- (7) 車両一覧表（要綱様式第7号）（収集運搬業に限る）
- (8) 車両写真（要綱様式第8号）（収集運搬業に限る）
- (9) 契約先及び収集量等一覧表（要綱様式第9号）（収集運搬業に限る）
- (10) 契約先及び処分量等一覧表（要綱様式第10号）（処分業に限る）
- (11) 車庫位置及び周辺地図（要綱様式第11号）（収集運搬業に限る）
- (12) 処理施設及び周辺地図（要綱様式第12号）（処分業に限る）
- (13) 印鑑登録証明書
- (14) 登記事項証明書
- (15) 本市及び住所地の市税の滞納がないことを証する証明
- (16) 登記されていないことの証明
- (17) 住民票の写し
- (18) 定款又は寄付行為の写し
- (19) 自動車検査証の写し（ただし、電子車検証の写しを提出する場合は、自動車検査証記録事項の写しも添付すること）
- (20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2及び第2条の4に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することの証明として、次に掲げる者が申請日から起算して2年以内に受講した、一般財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物実務管理者講習の

修了証(以下「一般廃棄物実務管理者講習修了証」という。)の写し

ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における処理業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

イ 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における処理業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

2 積替場所を使用する者は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 積替場所に関する書類(要綱様式第13号)
- (2) 積替場所に関する写真(要綱様式第14号)
- (3) 積替場所の登記事項証明書
- (4) その他市長が特に必要であると認める書類

3 保管場所を使用する者は、第1項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 保管場所に関する書類(要綱様式第22号)
- (2) 保管場所に関する写真(要綱様式第23号)
- (3) 保管場所の登記事項証明書
- (4) その他市長が特に必要であると認める書類

(許可期間)

第6条 許可の期間は、各年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間とし、年度途中で許可を受けたものについては、許可を受けた日の翌年度の3月31日までとする。

(許可の条件)

第7条 市長は、第5条の許可申請を受理し、審査のうえ許可することとしたときは、次の条件を付して申請者に規則第11条第1項の一般廃棄物処理業許可証(様式第7号)(以下「許可証」という。)を交付する。

- (1) 許可業者は、この要綱に定めるもののほか、法及び条例、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 収集運搬業者は、産業廃棄物並びに市では処理できない廃棄物を、本市ごみ処理施設及びリサイクルプラザに搬入してはならない。
- (3) 収集運搬業者は、一般廃棄物の収集又は運搬に許可車両以外の車両を使用してはならない。
- (4) 収集運搬業者は、許可車両の両側面に識別しやすい色の文字で、一般

廃棄物収集運搬車である旨については一辺 5 cm以上の大きさの文字、許可を受けた者の名称及び許可番号については、一辺 3 cm以上の大きさの文字を用いて表示をしなければならない。

- (5) 本市ごみ処理施設若しくはリサイクルプラザ又は廃棄物対策課での積荷検査等については、これを拒否してはならない。
 - (6) その他、市長の指示に従うこと。
- 2 前項の許可の条件に違反する行為を是正・指導するため、許可業者に対し、警告書（要綱様式第 17 号）により警告を発し、改善計画書（要綱様式第 18 号）を提出させることができる。
- 3 第 13 条の規定は、前項の警告のあった日から 90 日以内に、第 1 項の条件に違反した場合について準用する。

（許可の更新）

第 8 条 第 5 条で受けた許可の更新を受けようとする者は、規則第 10 条に規定する一般廃棄物処理業許可申請書のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 欠格要件に関する申立書（要綱様式第 1 号）
- (2) 役員名簿（要綱様式第 6 号）
- (3) 車両一覧表（要綱様式第 7 号）（収集運搬業に限る）
- (4) 車両写真（要綱様式第 8 号）（収集運搬業に限る）
- (5) 契約先及び収集量等一覧表（要綱様式第 9 号）（収集運搬業に限る）
- (6) 契約先及び処分量等一覧表（要綱様式第 10 号）（処分業に限る）
- (7) 車庫位置及び周辺地図（要綱様式第 11 号）（収集運搬業に限る）
- (8) 処理施設及び周辺地図（要綱様式第 12 号）（処分業に限る）
- (9) 積替場所に関する写真（要綱様式第 14 号）（収集運搬業に限る）
- (10) 保管場所に関する写真（要綱様式第 23 号）（処分業に限る）
- (11) 印鑑登録証明書
- (12) 登記事項証明書
- (13) 本市及び住所地の市税の滞納がないことを証する証明
- (14) 登記されていないことの証明
- (15) 自動車検査証の写し（ただし、電子車検証の写しを提出する場合は、自動車検査証記録事項の写しも添付すること）
- (16) 一般廃棄物処理施設の設置許可証の写し
- (17) 次に掲げる者が更新日から起算して 2 年以内に受講した一般廃棄物実務管理者講習修了証の写し

ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）施行令第 4 条の 7 に規定する使用人（業を行おうとす

る区域における処理業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

イ 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第4条の7に規定する使用人(業を行おうとする区域における処理業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。)

2 一般廃棄物の処理実績を確認できない申請については、許可をする趣旨からも適当でないと判断し、これを受け付けない。

(変更の届出等)

第9条 許可業者は、法第7条の2第3項に規定するもののほか、第5条の申請内容に変更が生じたときは、変更のあった日から10日以内に、市長に届け出なければならない。

(家庭系一時多量ごみの許可の申請)

第10条 収集運搬業者は、家庭系一時多量ごみの収集又は運搬を行おうとするときは、規則第10条に規定する事業範囲変更許可申請書(様式第6号)のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 車両一覧表(要綱様式第7号)
- (2) 車両写真(要綱様式第8号)
- (3) 自動車検査証の写し(ただし、電子車検証の写しを提出する場合は、自動車検査証記録事項の写しも添付すること)
- (4) 許可証の写し
- (5) 一般廃棄物実務管理者講習修了証の写し

2 前項で申請する車両については、外から積荷が容易に確認できるものでなければならない(パッカー車は不可)。

(家庭系一時多量ごみの許可の条件)

第11条 市長は、前条の許可申請を受理し、審査のうえ許可することとしたときは、次の条件を付して、申請者に許可証を交付する。

- (1) 家庭系一時多量ごみを、収集又は運搬するときは、排出者から家庭系一時多量ごみ排出者証明書(要綱様式第19号)の提出を受けなければならない。
- (2) 家庭系一時多量ごみを、収集又は運搬するときは、前条で申請した車両以外を使用してはならない。
- (3) 家庭系一時多量ごみを、本市ごみ処理施設又はリサイクルプラザに搬入するときは、当該ごみを許可車両に積載した状態で、第19号の証明書を廃棄物対策課に提出し、積荷の確認を受けなければならない。
- (4) 家庭系一時多量ごみを、前号以外の場所に搬入したときは、搬入した日から10日以内に、第19号の証明書を市長に提出しなければならない。

- (5) 家庭系一時多量ごみを、収集又は運搬するときは、本市条例で定める手数料の額を超える料金を受けてはならない。

(実績報告)

第12条 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に規定する記載事項について、毎月15日までに、前月の実績を一般廃棄物収集運搬業実績報告書（要綱様式第15号）又は一般廃棄物処分業実績報告書（要綱様式第16号）（以下「報告書」という。）に記載し、市長に提出しなければならない。

- 2 第8条第2項の規定は、各年度の実績報告について、前項の報告書の提出が正当な理由なく、期日までに3回以上行われなかった場合について準用する。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、法第7条の4の規定に基づく許可の取消しのほか、第7条の許可条件が遵守されないときは、宇部市一般廃棄物処理業に係る行政処分実施要領に基づき、その許可を取り消し又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部を停止する等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 許可業者は、前項の許可の取り消しを受けたときは、許可証を直ちに市長に返還しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に規定するもののほか、一般廃棄物処理業に関し、必要な事項はそのつど市長が定める。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第12条第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年10月1日から施行する。